

屋外広告物の手引

平成25年4月

伊勢崎市

はじめに

屋外広告物は、広報・宣伝媒体の一つとして重要なものですが、一方で周囲の景観に大きな影響を与えることから、周囲との調和が求められます。また、その管理が適正でないと通行人等に危害を及ぼすおそれもあります。

このため、伊勢崎市屋外広告物条例では、①良好な景観の形成と風致（自然の趣き）の維持、②公衆に対する危害の防止という、2つの観点から、屋外広告物の規制を行っています。

従来から、屋外広告物の規制は、群馬県屋外広告物条例に基づいて実施されてきましたが、本市は、平成17年5月9日に景観法に基づく景観行政団体となったことにより、市独自の条例を制定することができるようになりました（ただし、屋外広告業の登録については、これまでどおり群馬県屋外広告物条例に基づく手続きが必要です）。

伊勢崎市屋外広告物条例は、平成19年12月に一部改正された群馬県屋外広告物条例の内容を踏まえて、規制の基準などが定められています。また、景観形成型広告物整備地区など、市独自の取組みを推進するための規定も定められています。

良好な景観の形成を図るためには、市、市民、事業者などの努力の積み重ねが何よりも大切になります。屋外広告物のルールを守って、本市の良好な景観の形成を推進しましょう。

注 意

この手引は、屋外広告物の規制をより多くの方々に理解して頂くために、その内容を簡単にまとめたものです。

実際に屋外広告物を表示・掲出する場合には、「伊勢崎市屋外広告物条例」及び「伊勢崎市手数料条例」をご覧ください。

なお、屋外広告業の登録申請窓口は、以下のとおりです。

群馬県都市計画課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL.027-226-3652

目 次

I. 屋外広告物の定義など	1
II. 禁止広告物及び禁止物件	5
III. 地域の区分	6
IV. 適用除外	9
V. 許可基準	12
VI. 手続など	22
VII. 屋外広告業の登録	24
VIII. 違反広告物に対する措置、罰則	24

※文章、図中の「P.○」は詳しい参照ページを表しています。

I. 屋外広告物の定義など

1. 屋外広告物条例の目的 ～ 条例1条 ～

この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び掲出物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制又は誘導を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

2. 責務 ～ 条例3条・4条 ～

この条例の目的を達成するため、広告主及び屋外広告業を営む者、市と市民の役割を明らかにしています。

市民・事業者
市民及び事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めます。



市（行政）
広告物等に関する規制又は誘導を通じて、良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害の防止並びに地域の良い景観の形成のための施策を策定、実施します。



広告主及び屋外広告業を営む者
条例の規定を遵守します。また、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するよう努めます。



3. 規制の概要

屋外広告物の規制には、地域による規制、物件による規制、表示できない広告物の規制等があります。

地域による規制

禁止地域

広告物の表示を禁止する地域です。（例：住居専用地域、都市公園等）
→P.6

許可地域

禁止地域以外では、広告物の表示が可能ですが、表示には許可が必要です。
→P.7

物件による規制

禁止物件

広告物の表示を禁止する物件です。（例：橋、道路標識等）
→P.5

表示できない 広告物の規制

禁止広告物

著しく破損し、老朽化したもの、交通の安全を阻害するもの等は表示できません。
→P.5



総表示面積の規制

総表示面積

自家広告物等のある敷地内に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計は、基準を超えてはなりません。
→P.12

適用除外

一定の基準に適合する屋外広告物について、禁止地域、禁止物件や許可地域の規制の対象から除外しています。
→P.9～11

4. 屋外広告物の定義

条例の規制対象となる「屋外広告物」は、次の4つの要件をすべて満たしている広告物をいいます（営利、非営利の別を問いません）。

(1) 常時又は一定の期間継続して表示されるもの

「常時又は一定の期間継続して表示」とは、定着して表示されるものをいい、街頭で配布されるビラやチラシの類は屋外広告物になりません。これらは、電柱や塀などに貼られたときに初めて定着性を有し、「屋外広告物」に該当することになります。

(2) 屋外で表示されるもの

「屋外で表示」とは、広告物が建築物等の外側にあることが必要で、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内にある広告物（商業施設のショーウィンドウ内に設置されたもの・自動車などの窓の内側から外側に向けてはり付けるステッカーなど）であれば、「屋外広告物」に該当しません。

(3) 公衆に表示されるもの

「公衆に表示」とは、不特定多数に対して表示するものをすべて含むものでなく、例えば、建物の外側に表示されているものであっても、その建物が閉鎖的な中庭を有しており、その中庭に向かって表示されているようなものは「公衆に」表示されていないことになります。（例、野球場や鉄道駅構内の内側に向かって表示される広告物など）

(4) 看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

「その他の工作物等」とは、広告塔、広告板、建物ばかりでなく、もともと広告物の表示又は掲出の目的をもったものではない煙突や塀のようなものなどを意味し、これらを利用したものも「屋外広告物」に該当します。

5.

本手引中で使用する用語の定義は、次のとおりです。

▶ 自家広告物

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所その他自己の営業の用に供する物件若しくは敷地に表示し、又は設置する屋外広告物等をいいます。

▶ 非自家広告物

自家広告物以外の屋外広告物のことをいいます。

▶ 案内広告物

非自家広告物の一種で、特定の施設や場所への案内誘導を目的とした案内誘導広告物と、主に公共団体や公共的団体が設置する地図、路線図、鳥かん図などの案内図板に区分されます。

▶ 適用除外

例外的に、禁止地域や禁止物件に表示することができる屋外広告物や許可地域で許可を受けずに表示できる屋外広告物を定めたものが適用除外です。自家広告物や案内広告物をはじめ、社会生活に必要な様々な屋外広告物が適用除外として規定されています。

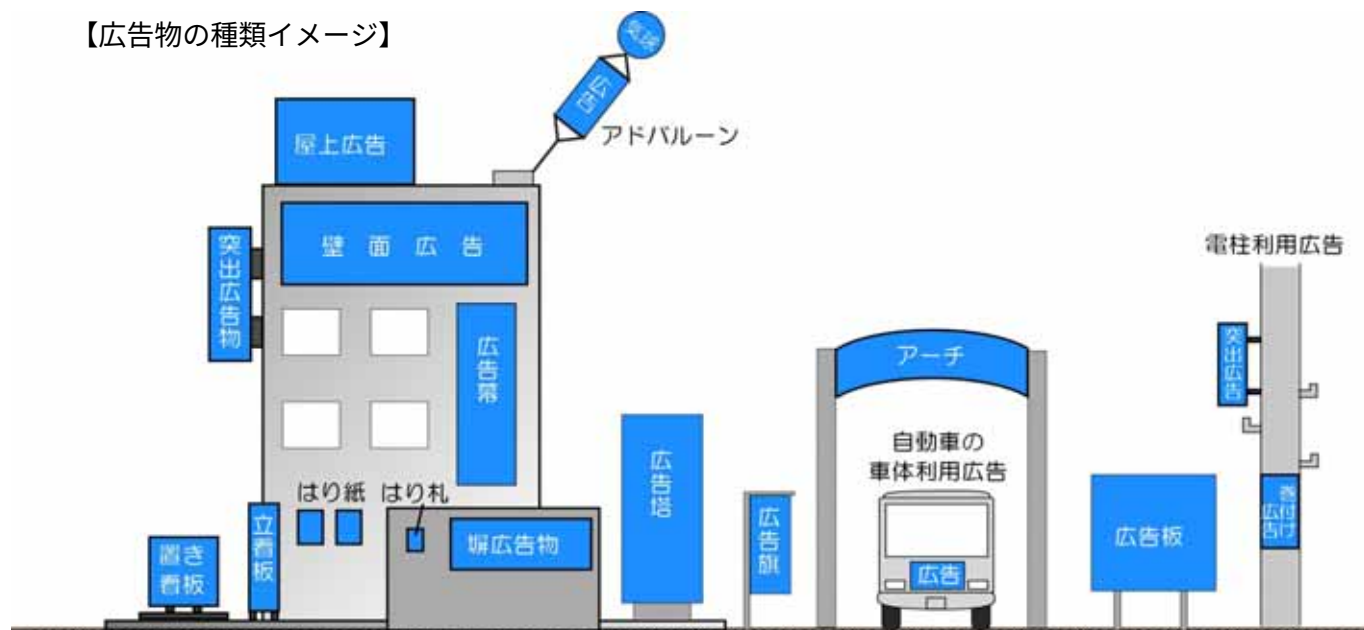
▶ 簡易廣告物

はり紙及びはり札、広告旗、立看板のことをいいます。

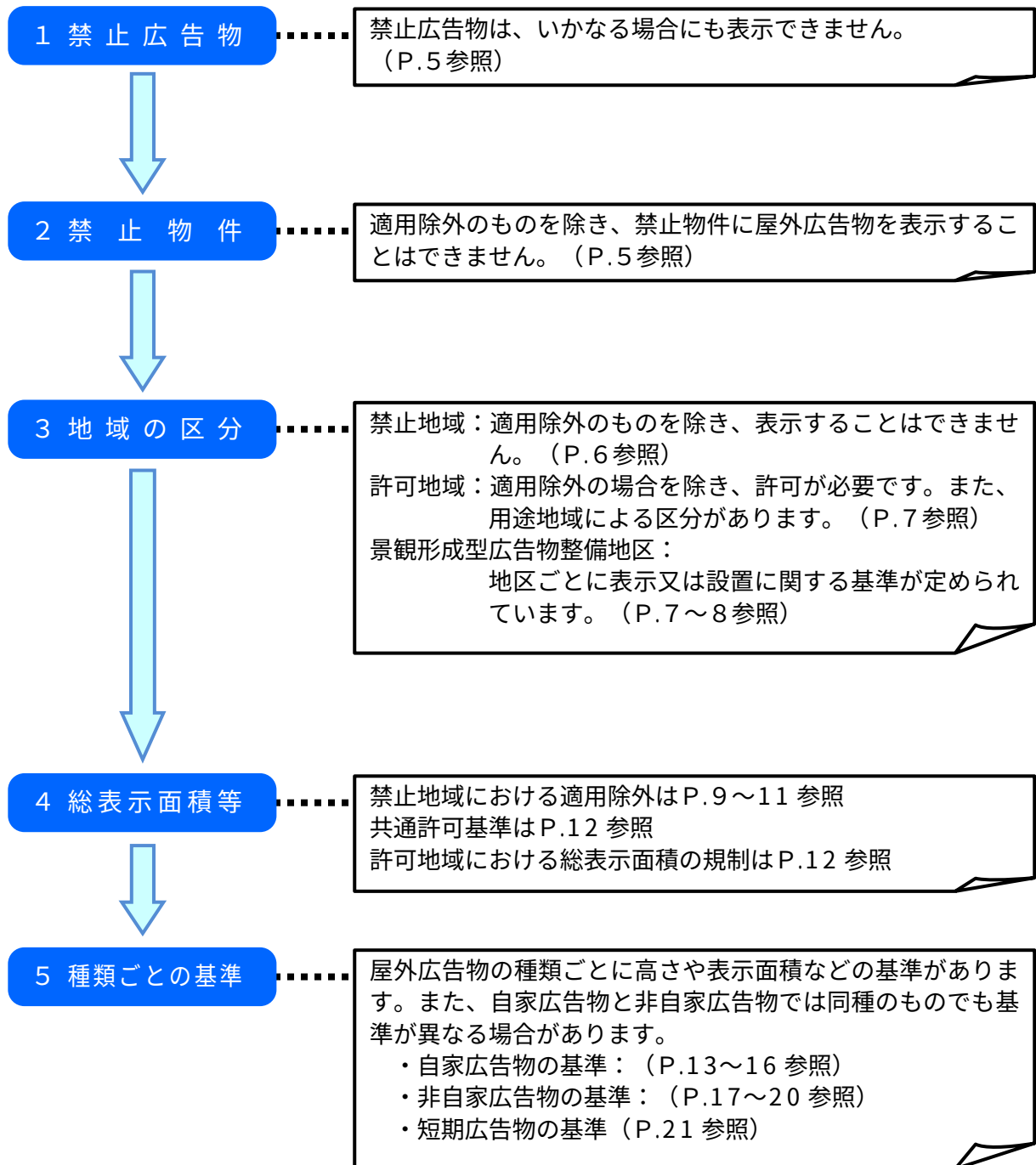
▶ 短期の屋外広告物と長期の屋外広告物

短期の屋外広告物は、簡易広告物及び広告幕、アドバルーンのことをいい、長期の屋外広告物は短期の屋外広告物以外のものをいいます。

【広告物の種類イメージ】



6. 基準等の確認手順



II. 禁止広告物及び禁止物件

1. 禁止広告物 ～ 条例13条 ～

次に掲げる「禁止広告物」は、禁止地域や許可地域の区分に関係なく、どんな場合にも表示することができない広告物です。

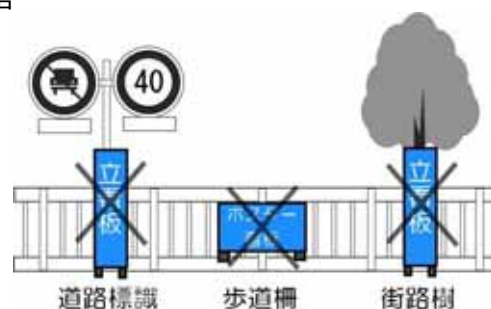
- ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 蛍光塗料や反射板などを使用するもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ・ 信号機、道路標識又は道路工事用標識等に類似し、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

2. 禁止物件 ～ 条例第6条 ～

「禁止物件」は、原則として、広告物を表示することができない物件です。(適用除外はP.11)

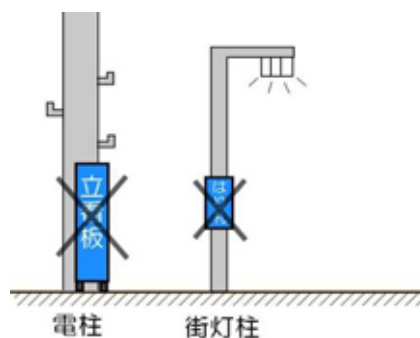
(1) 次の物件には、原則として広告物を表示することはできません

- ・ 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- ・ 石垣、擁壁
- ・ 街路樹、路傍樹、保存樹
- ・ 信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール又は歩道さく、こま止め、里程標
- ・ 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ・ 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、路上変電塔
- ・ 送電塔、送受信塔、照明塔
- ・ 煙突、ガスタンク、水道タンク
- ・ 銅像、神仏像、記念碑
- ・ 景観重要建造物、景観重要樹木
- ・ 道路の路面



(2) 次の物件には、はり紙、はり札、立看板、広告旗を表示することはできません

- ・ 電柱、街灯柱



III. 地域の区分

市内の全ての地域が、「禁止地域」か「許可地域」のいずれかに区分されます。

さらに、特別な地区として、「景観形成型広告物整備地区」があり、個別のルールによる規制が行われています。

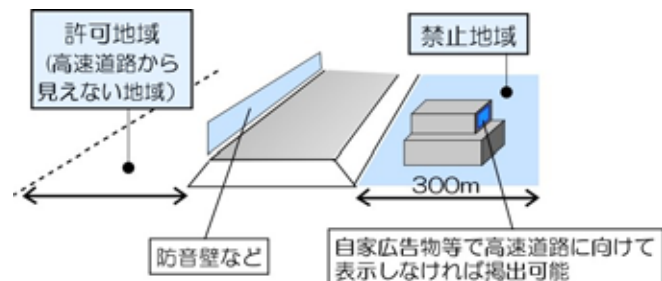
1. 禁止地域 ～ 条例5条 ～

良好な景観の保全を優先すべき地域又は場所として「禁止地域」を定めています。「禁止地域」では、原則として広告物を表示することはできません。

ただし、自家広告物や案内広告物などの適用除外があります。(適用除外はP.9～11)

- ・都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び特別緑地保全地区
※特別緑地保全地区としては、お富士山特別緑地保全地区があります。
- ・市民農園整備促進法に基づく市民農園
- ・文化財保護法に基づく史跡、名勝、天然記念物（国指定）
※国指定史跡としては、女堀、十三宝塚遺跡及び田島弥平旧宅があります。
- ・高速道路、自動車専用道路の全区間
- ・道路及び鉄道から展望できる地域で、市長が指定する区域

※北関東自動車道の本線の路端から300m以内(ただし、自家広告物を高速道路に向けて表示する場合を除く)が指定されています。



注1)原則として、高速道路から300m以内の地域は、禁止地域ですので、高速道路から見えないことは、広告主が明らかにする必要があります。

注2)高速道路から展望できる禁止地域であっても、自家広告物については、高速道路に向けて表示しなければ、許可地域の区分に従って屋外広告物を掲出することができます。

- ・都市公園法に基づく都市公園
- ・駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
※新伊勢崎駅の駅前広場が指定されています。
- ・官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- ・市の景観計画に定めた景観重点区域で市長が指定する区域
※いせさき市民のもり公園周辺の坂東大橋石山線沿道
※境島村景観重点区域
- ・その他市長が特に必要と認めて指定する地域又は場所
※境島村及び境平塚の一部区域にある歴史と文化の景観拠点(境島村景観重点区域を除く)

2. 許可地域 ～ 条例7条 ～

禁止地域以外の場所は許可地域となります。許可地域で広告物を表示する場合には、原則として市長の許可が必要になります。

許可地域は、2区分あり、表示できる広告物の大きさなどの基準が異なります。

第1種 許可地域	良好な景観の形成並びに生活及び産業活動等の利便との調和に配慮すべき地域又は場所	第2種許可地域を除く区域
第2種 許可地域	都市計画法の都市計画区域に含まれる区域で、産業活動の利便に配慮すべき地域又は場所(商業地域・工業地域など)	次の用途地域に指定された区域 (禁止地域に指定された場所等を除く) ・準住居地域 ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域

3. 景観形成型広告物整備地区 ～ 条例9条 ～

良好な広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な地区として、5つの範囲が指定されています(市の景観計画で景観重点区域に指定されている区域と同じ範囲です)。

これらの地区で自家広告物等を表示する場合は、表示面積に応じて届出が必要となり、景観重点区域別の基本方針に適合する必要があります。

※詳しくは「景観重点区域・景観形成型広告物整備地区パンフレット」を参照してください。



(1) 広告物等の表示又は設置の方法に関する事項 (①から④の景観重点区域)

届出対象となる自家広告物等に対する基準は、以下のとおりです。

壁面広告物	表示面積	・1壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の5分の1以下
突出広告物	広告物等の壁面からの突出幅	・壁面から1.0m以下、かつ、道路境界線から突き出さない

(2) 広告物等の表示又は設置の方法に関する事項 (⑤ 境島村景観重点区域)

境島村景観重点区域における広告物等に対する基準は、以下のとおりです。

① 広告物等の表示又は設置に関する基本構想

近代養蚕農家建築物群を特徴とした集落景観を保全するとともに、これらと調和する一体的な景観の創出を目指し、屋外広告物や建築等は周辺の景観に配慮するように誘導します。

河川堤防からの眺めを重視し、屋外広告物を適切に誘導します。

② 広告物の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

【共通基準】

- ・近代養蚕農家建築物群が良好に残る集落地の景観に調和するものとする
- ・個別基準に示す広告物以外は使用しないこと
- ・建物を利用する場合は、主な屋根の軒高を超えて表示しないこと
- ・色彩は、派手な色を避け、低彩度とする。また、2㎡を超える広告は、原則としてこげ茶に白抜き文字とし、他の色が必要な場合は最小限度とする（のれんを除く）
- ・支柱等の掲出物件は、こげ茶または灰色などの低彩度のものとする

【個別基準】

区 分	広告物の種類と表示面積、表示方法	
自家広告物	壁面広告物（建物に設置する広告板、広告塔、広告幕を含む）	1 壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の 5 分の 1 以下
	突出広告物	突出幅は壁面から 1 m 以下、かつ、道路境界線から突き出さない
	置看板	一面 2 ㎡以下、高さ 2 m 以下
	管理用広告物	1 ㎡以下
		建植の場合は高さ 1.5 m 以下 管理上の必要に基づく最小限の数とする
非自家広告物	管理用広告物	1 ㎡以下
		建植の場合は高さ 1.5 m 以下 管理上の必要に基づく最小限の数とする
	簡易広告物	広告旗は 0.5 ㎡以下（国、地方公共団体が公共的目的で表示するものを除く）
届 出 不 要 で 表 示 可 能 な 物	自家広告物の簡易広告物（広告旗は 0.5 ㎡以下）	
	祭典、縁日又は年中行事のため一時的に表示するもの	
	公益上必要な施設又は物件に表示する寄贈者名等	

※次に掲げる広告物等は、景観形成型広告物整備地区の基本方針の適用除外となります。

- ・法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- ・国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
- ・公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件

※合計表示面積が 1 ㎡を超える広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、あらかじめ届出をする必要があります。

※この基本方針に定めのない事項については、伊勢崎市屋外広告物条例及び同施行規則で定める基準に従ってください。

IV. 適用除外 ～ 条例11条 ～

例外的に、禁止地域や禁止物件に表示することができる広告物や、許可地域で許可を受けずに表示できる広告物を定めたものが、「適用除外」です。

自家広告物や案内広告物をはじめ、社会生活に必要な様々な広告物が「適用除外」として規定されています。

1. 自家広告物の適用除外 ～ 条例11条3項、5項 ～

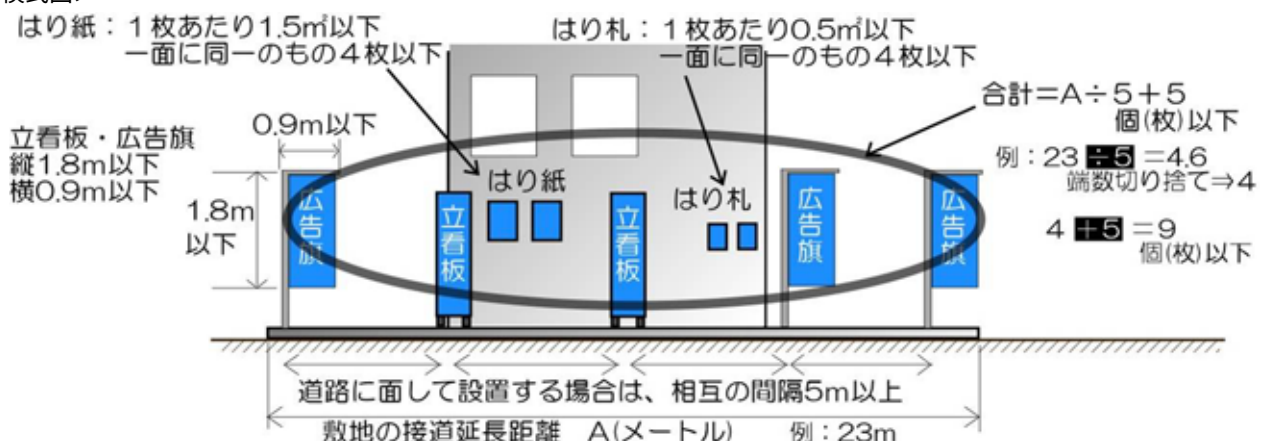
【適用除外（手続き不要）の基準】

区 分	表示面積など	その他条件	備 考
「許可地域」に表示可能	合計面積：15㎡以下	共通許可基準、個別許可基準に適合していること	15㎡を超過する場合は、要許可
「禁止地域」に表示可能	合計面積：10㎡以下	・屋上以外の場所であること ・光源の点滅がないこと ・共通許可基準に適合しているものであること ・個別許可基準（第1種許可地域）に適合しているものであること	10㎡を超えて表示することはできない。簡易広告物の適用除外を10㎡とは別に認めません。
	高速道路などの指定道路沿線の禁止地域（高速道路から展望できる地域で本線から300m以内の地域など）では、当該道路に向けないで表示することにより、許可地域と同様に自家広告物の表示が可能です。		
「禁止物件」に表示可能	石垣・擁壁	5㎡以下	共通許可基準に適合していること
	送電塔・送受信塔・煙突・ガスタンクなど	禁止地域 10㎡以下	
		許可地域 15㎡以下	

【はり紙、はり札、立看板、広告旗を自家広告物として表示する場合の適用除外基準（許可地域のみ）】～ 条例11条6項3号 ～

区 分		許可地域共通
枚数・個数	はり紙、はり札、立看板、 広告旗の合計	敷地の接道延長距離（メートル）を5で除して得た値（端数切り 捨て）＋5個（枚）以下
表示面積	はり紙	1枚あたり1.5㎡以下、一面に同一のもの4枚以下
	はり札	1枚あたり0.5㎡以下、一面に同一のもの4枚以下
	立看板、広告旗	1個あたり縦1.8m以下、横0.9m以下 道路に面して設置する場合は、相互の間隔は5m以上

<模式図>



2. 案内広告物の適用除外 ～ 条例 11 条 4 項、規則別表 2 ～

案内広告物（案内誘導広告物と案内図板）は、許可を受けることにより、禁止地域にも表示できます。
禁止地域で表示できる案内誘導広告物は、一面の表示面積が 2 m² までです。

なお、許可地域では、一面 3.3 m² までです。（P.18 参照）

禁止地域内での許可の基準は以下のとおりです。

【禁止地域内での許可基準】

区分	禁止地域
表示面積	- 一面 2 m² 以下、合計 4 m² 以下 - 集合で表示する場合は、10 m² 以下（一つの目的地の広告は 2 m² 以下）、合計 20 m² 以下
高さ	5 m 以下
個数	一つの目的地につき 3 個以下
表示内容	- 施設や場所への誘導を目的としていること - 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が主たる表示内容であること
表示場所	建築物の屋上以外の場所であること
その他	上記基準のほか、その広告物の個別許可基準にも適合していること
<模式図>	

※案内図板とは、公衆の利便を図るために、地図、路線図又は鳥かん図を表示するものをいいます。

※案内誘導広告物とは、施設その他の場所への誘導を目的として、道路の分岐点若しくは交差点又は敷地への入口等の付近において施設又は場所の名称（商標等を含む。）、方向及び距離を表示するものをいいます。

3. 非自家広告物（自家広告物以外の広告物）の適用除外 ～ 条例11条 ～

非自家広告物の「適用除外」は、下表のとおりです。適用除外でも、届出や協議が必要な場合もありますので、留意してください。

【非自家広告物の適用除外】

項・号	区 分	禁止地域	禁止物件	許可地域	手続要否	基 準 等（規則10・12条）
1・1	法令の規定により表示・設置する広告物	○	○	○	不	
1・2	国・地方公共団体が公共的目的をもって表示・設置する広告物	○	○	○	※	犯罪捜査等に係る広告物 上記以外は、表示期間が2か月以内で、表示期間及び表示者名を表記したものを除き、届出又は協議が必要
1・3	公職選挙法による選挙運動のためのポスター・立札等	○	○	○	不	
2	公共施設等に寄贈者名等を表示する場合	○	○	○	不	1施設に1個。表示する物件の平面積1/20以下かつ0.5㎡以下
3・2	自己の管理する土地又は物件の管理上必要な広告物	○	/	○	不	2㎡以下
5・2	禁止物件の管理上必要な広告物	/	○	○	許	2㎡以上は許可が必要
3・3	工事現場の板塀などの仮囲いに当該工事期間中に限り表示する広告物	○	×	○	不	動植物、風景など風景に調和した広告物で営利を目的としないもの 工事の進捗状況など工事現場の管理に必要な内容の広告物、かつ合計10㎡以下
3・4	祭典・縁日・年中行事のために一時的に表示するもの	○	×	○	不	祭典などが開催されている期間に限る。事前のPR活動は不可
3・5	講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会などの会場敷地内に表示する広告物	○	×	○	不	
3・6	車体利用広告物 自動車に表示する広告物	○	/	○	不	3㎡以下
	電車に表示する広告物	○	/	○	不	15㎡以下
3・7	他の自治体で登録された自動車に、他の自治体の条例に適合して表示された広告物	○	/	○	不	
3・8	人・動物・車両（電車・自動車を除く）・船舶等に表示される広告物	○	/	○	不	
3・9	公共掲示板に地方公共団体の定める規程に従って表示される広告物	○	/	○	不	
3・10	政治資金規正法第6条の届出を行った政治団体が表示する簡易広告物	○	×	○	※	届出が必要。表示期間は4か月以内。 ただし、表示期間が2か月以内で、表示期間及び表示者名を表記したものは届出不要
6・1	営利目的でない講習会・スポーツ大会・労働組合などの広告物	×	×	○	届	表示期間は1か月以内、かつ届出が必要
6・2	公共的団体が公共的目的をもって表示するもの	×	×	○	届	届出が必要

○：表示できるもの ×：表示できないもの 不：手続不要なもの 届：届出が必要なものの
許：許可が必要なもの ※：一定の場合、届出が不要となるもの。基準等欄参照のこと

V. 許可基準 ～ 条例18条、規則別表7 ～

共通許可基準と個別許可基準が定められています。

1. 共通許可基準

- ・位置、形状、大きさ、色彩、意匠などが周囲の景観と調和していること。
- ・裏面、側面、脚部などが景観の形成、風致の維持に配慮していること。
- ・ネオンサインその他の照明を使用する広告物は、美観の維持に必要な対策を講ずること。
- ・蛍光塗料、蛍光フィルム又は反射光の強い塗料を使用しないこと。
- ・住宅地など落ち着きが求められる場所等では、極端に鮮やかな色やけばけばしく点滅する広告物は設置しないこと。
- ・材料は、腐食、損傷しにくいものやさび止めなどの損傷防止の措置をしたものであること。
- ・自重や積雪、風圧などで倒壊、飛散するおそれのないこと。
- ・道路標識や信号機などと混同せず、これらを隠さないものであること。

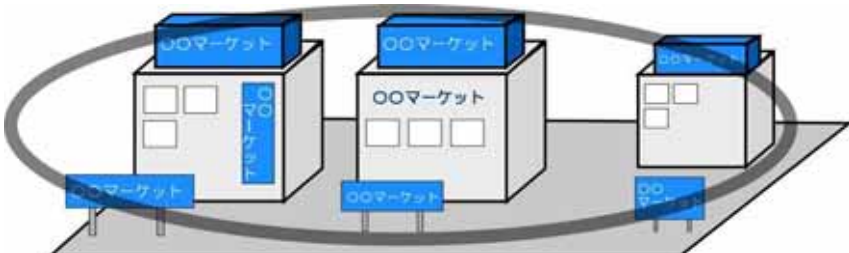
2. 自家広告物等の許可基準

(1) 自家広告物等の総表示面積の基準 ～ 条例14条、規則別表5 ～

敷地内にある広告物の合計面積（総表示面積）の上限が、決められています。第1種許可地域は100㎡以下、第2種許可地域は200㎡以下です。

商業施設等については、施設の延床面積に応じて、総表示面積の上限を段階的に定めています。

【総表示面積の基準】

区 分				第1種許可地域	第2種許可地域
総表示面積	一般の施設の場合（商業施設等以外）			1 0 0㎡以下	2 0 0㎡以下
	商業施設等の場合	延床面積	2,0 0 0㎡未満	1 0 0㎡以下	2 0 0㎡以下
			2,0 0 0㎡以上5,0 0 0㎡未満	1 5 0㎡以下	2 5 0㎡以下
			5,0 0 0㎡以上1 0,0 0 0㎡未満	2 0 0㎡以下	3 5 0㎡以下
			1 0,0 0 0㎡以上1 5,0 0 0㎡未満	2 5 0㎡以下	4 5 0㎡以下
			1 5,0 0 0㎡以上	3 0 0㎡以下	6 0 0㎡以下
	広告幕など許可期間が2か月以内のものは上記に算入しない。				
参考	複合型商業施設など一団の敷地を利用するものについては、一団の敷地の合計で総表示面積を規制します。				
	一団の敷地を単位として総表示面積を規定 				

(2)自家広告物等の個別許可基準

【屋上広告物】

区 分	第1種許可地域	第2種許可地域
表示面積	一面25㎡以下	一面50㎡以下
高さ	10m以下、かつ、建築物の高さの2/3以下 地上から広告物の高さは、4.6m以下 階段室、昇降機塔その他これらに類する屋上構造物の上に設置する広告塔等については、屋上構造物の高さは、広告塔等の高さに算入し、建築物の高さに算入しないものとする。 ただし、当該屋上構造物が建築基準法により、建築物の高さに算入される場合は、この限りでない。	15m以下、かつ、建築物の高さの2/3以下
表示方法	建築物の壁面の垂直延長面を超えて突出していないこと。	
<模式図>		

【壁面広告物】

区 分	第1種許可地域	第2種許可地域
表示面積	一面25㎡以下、かつ、 合計で当該壁面面積の1/3以下	一面50㎡以下、かつ、 合計で当該壁面面積の1/2以下
表示方法	建築物の2階以上にある窓や開口部の全部又は一部を塞いで表示しないこと。	
<模式図>		

【突出広告物】

区 分	許可地域共通
広告物等の壁面からの突出幅	壁面から1.5 m以下、かつ道路境界線から歩道上にあっては0.6 m以下、車道上（側溝及び路肩部分を含む。以下同じ。）にあっては0.45 m以下
広告物等の下端の地上からの高さ	歩道上にあっては3 m以上、車道上にあっては4.7 m以上
表示方法	広告物等の上端は、取付壁面の上端を超えないものとする。
その他	道路上に突出する場合には、道路管理者の許可が必要になります。
< 模式図 >	1.5m以下 1.5m以下 4.7m 以上 突出幅 0.45m 以下 境界 境界 突出幅 0.6m 以下 3m 以上 【車道】 【歩道】

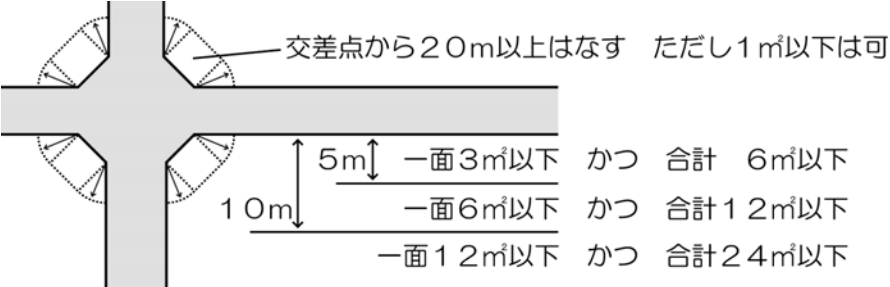
【広告版・広告塔（建植広告物）】

区 分	第1種許可地域	第2種許可地域
高さ	上端の地上からの高さ13 m以下	上端の地上からの高さ15 m以下
面積	一面 15 m ² 以下	一面 30 m ² 以下
< 模式図 >	高さ 上端の高さ 13m以下 一面の面積 15m以下	高さ 上端の高さ 15m以下 一面の面積 30m以下

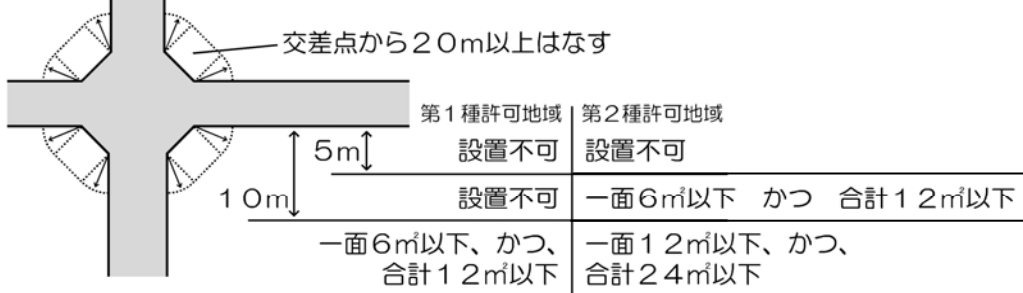
【電光掲示板等】

- ・電光掲示板等とは、電氣的に表示内容を変化させることができる広告物等をいいます。
- ・許可地域に電光掲示板等を表示する場合は、自家広告物、非自家広告物ともにこの基準によります（禁止地域に表示することはできません）。
- ・他の広告物と一体として表示する場合は、この基準を満たし、さらに全体として他の広告物の基準を満たす必要があります。

ア. 建築物及び建築物敷地を利用する電光掲示板等

区 分		第1種許可地域	第2種許可地域
高 さ	建植する場合	5 m以下	1.3 m以下
	建植以外	7 m以下	1.3 m以下
表示面積	車道端からの後退距離が5 m未満の場合	：一面3 m ² 以下、かつ、合計 6 m ² 以下	
	// 5 m以上1.0 m未満の場合	：一面6 m ² 以下、かつ、合計1.2 m ² 以下	
	// 1.0 m以上の場合	：一面1.2 m ² 以下、かつ、合計2.4 m ² 以下	
	建築物の壁面から突き出して設置する場合	：上記にかかわらず、3 m ² 以下、かつ、合計6 m ² 以下	
表示方法		交差点から2.0 m以上離れた位置とする。（ただし表示面積1 m ² 以下のものは可）	
<模式図>			

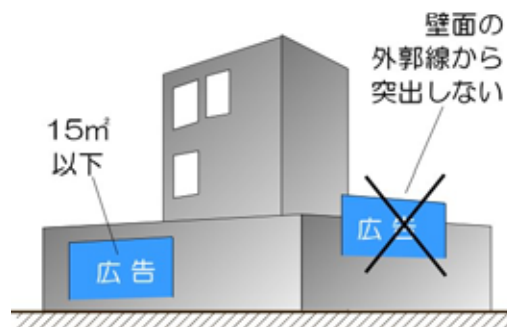
イ. 空地に建植する電光掲示板等

区 分		第1種許可地域	第2種許可地域
高 さ		5 m以下	1.3 m以下
表示面積	道路からの後退距離が1.0 m未満の場合	：設置不可	道路からの後退距離が5 m未満の場合 ：設置不可
	道路からの後退距離が1.0 m以上の場合	：一面6 m ² 以下、かつ、合計1.2 m ² 以下	道路からの後退距離が5 m以上1.0 m未満の場合 ：一面6 m ² 以下、かつ、合計1.2 m ² 以下
	道路からの後退距離が1.0 m以上の場合	：一面6 m ² 以下、かつ、合計1.2 m ² 以下	道路からの後退距離が1.0 m以上の場合 ：一面1.2 m ² 以下、かつ、合計2.4 m ² 以下
表示方法		・交差点から2.0 m以上離れた位置とする。 ・相互間距離を5 m以上とすること。	
<模式図>			

【塀広告物】

区 分	許可地域共通
表示面積	一面 15㎡以下
表示方法	塀にじか付け又はじか書きとし、 壁面の外郭線から突出しないこと。

<模式図>



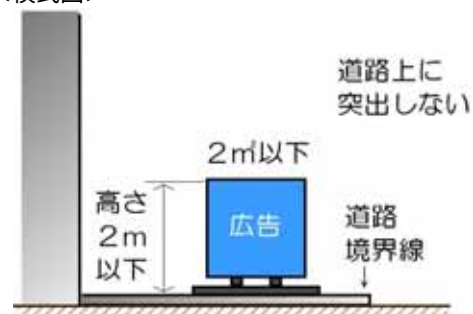
【工事用仮囲いを利用して表示するもの】

区 分	許可地域共通
表示面積	自家広告物の基準（壁面広告・塀広告）
表示内容	・ 工事中の物件に関するものであること。 ・ 施工者、発注者又は販売者が、工事中の物件に関する内容を表示したものであること。
表示方法	・ 仮囲いにじか付け又はじか書きであること。 ・ 仮囲いの外郭線から突出しないこと。

【置看板】

区 分	許可地域共通
高さ	上端の地上からの高さ 2m以下
面積	一面 2㎡以下
表示方法	道路上に突出しないこと。
その他	自家広告物であること。

<模式図>



(3)非自家広告物(自家広告物以外の広告物)の個別許可基準

【屋上広告物】

区 分	第1種許可地域	第2種許可地域
表示面積	一面20㎡以下	一面40㎡以下

※表示面積以外の基準は、自家広告物の基準と同じ（P.13 参照）。

【壁面広告物】

区 分	第1種許可地域	第2種許可地域
表示面積	一面20㎡以下、かつ、 合計で当該壁面面積の1/3以下	一面40㎡以下、かつ、 合計で当該壁面面積の1/2以下

※表示面積以外の基準は、自家広告物の基準と同じ（P.13 参照）。

【建植広告物（道路沿線に設置するもの）】

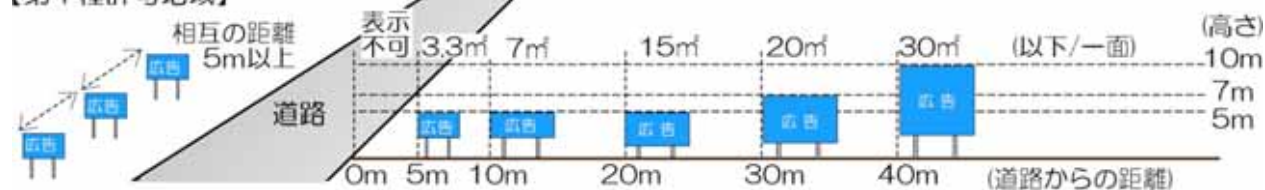
ア. 広告板・広告塔（野立広告）

- ・空地に表示された建植広告物を野立広告といいます。禁止地域には設置できません。
- ・表示内容は自由ですが、道路（官民境界を指します。）からの後退距離に応じて、表示面積が制限されます。

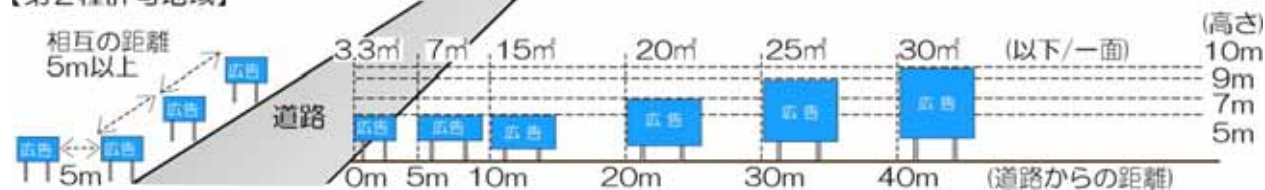
区 分		第1種許可地域			第2種許可地域		
表示面積等	道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積	高さ	一面面積	合計面積
	5m未満	設置不可	設置不可	設置不可	5m	3.3㎡	6.6㎡
	5m～10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡	5m	7㎡	14㎡
	10m～20m未満	5m	7㎡	14㎡	5m	15㎡	30㎡
	20m～30m未満	5m	15㎡	30㎡	7m	20㎡	40㎡
	30m～40m未満	7m	20㎡	40㎡	9m	25㎡	50㎡
	40m以上	10m	30㎡	60㎡	10m	30㎡	60㎡
表示方法		・交差点等の外縁から5m以上離れていること。 ・広告物相互の距離が5m以上であること。 ・形状は原則矩形であること。					

<模式>

【第1種許可地域】



【第2種許可地域】



イ. 案内誘導広告物

- ・許可地域では3.3㎡以内、禁止地域では2㎡以内で表示できます（禁止地域はP.10参照）。
- ・特定の施設や場所への案内誘導の目的のため設置するもので、名称・方向・距離は必ず表示してください。
- ・案内誘導広告物に該当しない広告物は、「ア. 広告板・広告塔（野立広告）」の基準に従ってください。

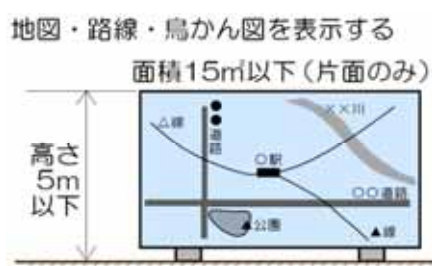
区 分	許可地域共通
表示面積	・一面3.3㎡以下、合計6.6㎡以下（表裏で） ・集合で表示する場合は、一面10㎡以下（一つの目的地の広告は、3.3㎡以下）、合計20㎡以下
高さ	5m以下
範囲及び個数	・目的地から10km以内 ・一つの交差点付近に3個以下
表示内容	・施設や場所への誘導を目的としていること。 ・名称、方向、距離の記載は必須で、これらの記載が主たる表示内容であること。
交差点からの距離等	交差点から5m以上離れる。
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと。
<模式図>	

ウ. 案内図板

- ・許可地域、禁止地域とも15㎡以内で設置できます。
- ・表示内容は地図が基本で、公共団体、公共的団体の設置が一般的です。
- ・案内図板に該当しない広告物は、「ア. 広告板・広告塔（野立広告）」の基準に従ってください。

区 分	許可地域・禁止地域共通
表示面積	15㎡以下
高さ	5m以下
表示内容	地図、路線、鳥かん図を表示するものであること。
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと。

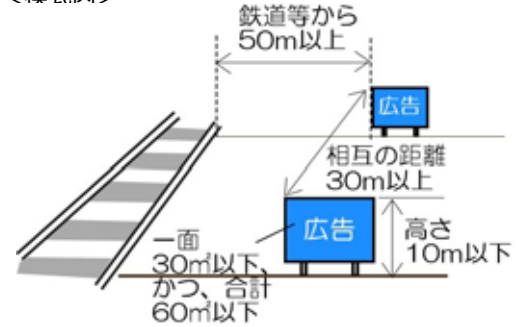
<模式図>



【鉄道等の沿線を利用する広告板・広告塔】

区 分	許可地域共通
鉄道等からの距離	50m以上
高さ	10m以下
表示面積	一面30㎡以下、かつ、合計60㎡以下
広告物の相互間の距離	30m以上

<模式図>



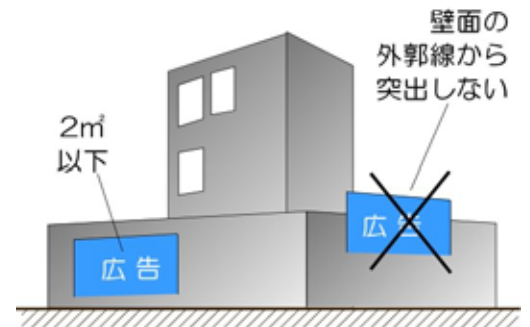
【電光掲示板等】

※基準は、自家広告物の基準と同じ（P.15 参照）

【塀広告物】

区 分	許可地域共通
表示面積	一面2㎡以下
表示方法	・塀にじか付け又はじか書きとし、壁面の外郭線から突出しないこと。 ・交差点から5m以上離す。

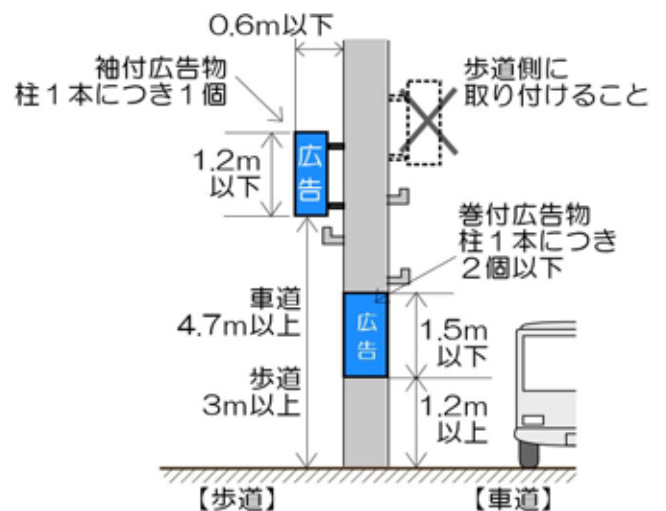
<模式図>



【電柱広告物】

区 分		許可地域共通	
袖付広告物	高さ	車道上	地面から4.7 m以上
		その他	地面から3 m以上
	出幅	0.6 m以下	
	長さ	1.2 m以下	
	表示方法	歩車道の区別のある道路では、歩道側に取り付けること。	
	個数	1 個	
巻付広告物	高さ	1.2 m以上	
	長さ	1.5 m以下	
	個数	2 個以下	

<模式図>



【街灯柱利用広告物】

区 分	許可地域共通
表示内容及び適用除外	商工会、自治会等が会員名、商店街名、町名等を表示するためのものであること。
個数	柱1本につき1個
高さ	車道上 地面から4.7m以上
	歩道上 地面から3m以上
表示面積	一面0.3㎡以下、かつ、合計0.6㎡以下
出幅	0.6m以下

<模式図>



【バス停利用広告物】

区 分	許可地域共通
バス停留所標識を利用するもの	個数 1個
	表示面積 バス停留所標識の表示板の一面の面積の1/3以下
バス停の上屋を利用するもの	表示方法 道路上にあっては、道路管理者の定める道路占有の基準に適合するものであること

<模式図>



【車体利用広告物】

区 分	許可地域共通
表示面積	窓（ガラス）部及び正面を除いた車体表面に表示したものであること
表示方法	・緊急自動車と紛らわしくないものであること ・運転者をげん惑させるおそれのある色彩や素材を用いたものでないこと ※自家広告物類似の広告物（自ら所有等する車両に自らの名称・商号・業務内容等を表示するもの）については、許可の適用除外（適用除外P.11 参照）

<模式図>

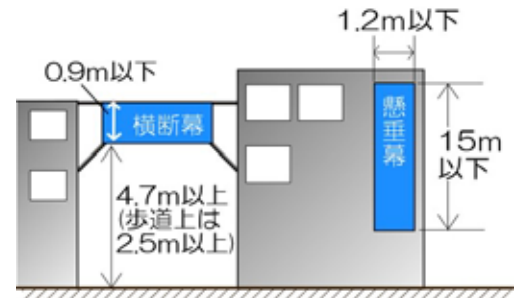


(4)短期広告物(許可期間が2月以内)の個別許可基準

【広告幕（懸垂幕・横断幕）】

区 分	許可地域共通
個数	建築物の壁面に表示する懸垂幕の個数は、一壁面4個以下 支柱等を利用して表示する場合の個数は、一支柱2個以下
高さ	横断幕の下端の地上からの高さは、歩行者のある場所上にあつては2.5m以上、車両の通行がある場所上にあつては4.7m以上
大きさ	懸垂幕は、幅1.2m以下、長さ15m以下 横断幕（道路を横断している広告物）は、幅0.9m以下

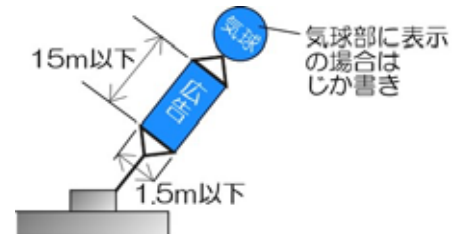
<模式図>



【アドバルーン】

区 分	許可地域共通
規格等	広告物は長さ15m以下、幅1.5m以下の布片に表示し、主綱に緊結すること。
表示方法	気球部に表示する場合は、じか書きとすること。

<模式図>



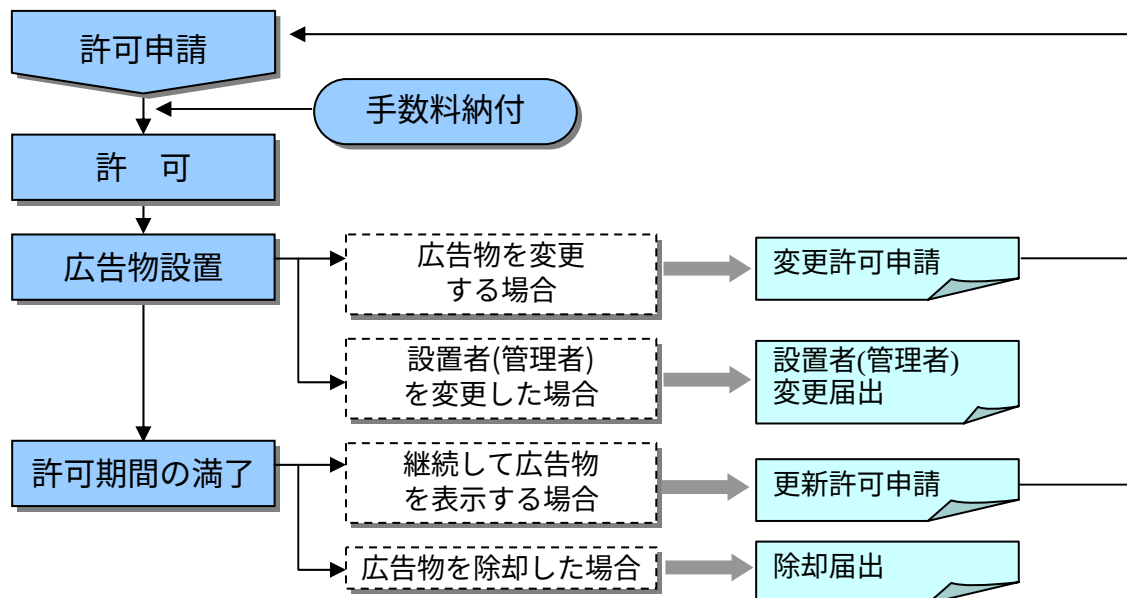
【簡易広告物（はり紙、立看板、広告旗）】

区 分	許可地域共通	
はり紙	枚数	一面に同一のもの4枚以下
	表示面積	1.5㎡以下
はり札	枚数	一面に同一のもの4個以下
	表示面積	0.5㎡以下
立看板	大きさ	縦1.8m以下、横0.9m以下
	表示方法	6本以上表示する場合は、相互の距離を5m以上とすること
広告旗（のぼり旗）	大きさ	縦1.8m以下、横0.9m以下
	表示方法	6本以上表示する場合は、相互の距離を5m以上とすること
<模式図>	【はり紙】 1.5㎡以下 【はり札】 0.5㎡以下 【立看板】 0.9m以下 【広告旗】 0.9m以下 一面に同一のものはり紙：4枚以下 はり札：4個以下 5m以上 立看板、広告旗ともに6本以上表示する場合は相互の距離5m以上 ※広告旗は、道路上に突出しないこと	

VI. 手続など

1. 許可申請の手続

許可申請は、都市計画課に行ってください。



(1) 許可申請 ～ 条例7条 ～

長期と短期(簡易広告物など許可期間が2か月以内の広告物)とで申請書の様式が異なります。

長期の広告物の場合は「屋外広告物許可申請書(長期の広告物用)」(様式第1号)を短期の広告物の場合は「屋外広告物許可申請書(短期の広告物用)」(様式第2号)を利用してください。

申請書を2部作成の上、添付書類を添えて窓口へ持参、郵送のいずれかの方法で提出してください。また、許可書の郵送を希望する場合は、返信用封筒を用意してください。

(2) 許可の更新 ～ 条例16条 ～

許可期間満了後も引き続き屋外広告物を掲出する場合には、安全性について点検を行い、その結果を添えて、期間満了日の30日前までに更新許可申請を行う必要があります。

更新許可申請を行わない場合には、屋外広告物を除却し、除却した旨を届け出る必要があります。なお、はり紙、はり札、立看板、広告旗などの簡易広告物は、更新許可申請を行うことはできません。

(3) 変更許可申請 ～ 条例17条 ～

許可を受けた屋外広告物を変更、改造しようとするときは、次に掲げる軽微な場合を除き、変更許可申請を行う必要があります。

- ・ 許可申請の内容や、許可条件の範囲内で行う修繕、補強、塗り替え
- ・ 表示面積を変更することなく行う自家広告物の表示内容の更新 など

※屋外広告物条例の許可申請以外にも、他法令の手続が必要な場合があります。

- ・ 他人の土地や所有物に広告物を表示する場合には、所有者や管理者に承諾を得る必要があります。
- ・ 広告物の高さが4mを超える場合には工作物確認(建築基準法)が、道路上に表示する場合には道路占用(道路法)・道路使用(道路交通法)の許可が必要です。
- ・ これ以外にも自然公園法など屋外広告物条例以外の規制がある場合があります。

2. 広告物を表示する者の責務

広告物を表示する者は、許可を受けた広告物について、次の義務があります。

(1) 許可の表示 ～ 条例19条 ～

許可を受けた場合、その旨の表示が必要です。許可の際、証票（シール）を交付しますので、許可を受けた広告物に添付してください。

(2) 管理義務（管理者の届出） ～ 条例20条 ～

屋外広告物の倒壊や落下等の事故を未然に防ぐためには、広告物を常に良好な状態に保ち、補修その他必要な管理を怠らないようにしなければなりません。そのため、簡易広告物を除き、広告物の管理者を置くことが義務付けられています。

なお、管理者の資格は問いませんが、一面30㎡以上の屋上広告物の場合には、一級建築士又は特種電気工事資格者を置くこととされています。

管理者の届出は、屋外広告物管理者等設置（変更）届出書によってください。ただし、許可申請時に必要事項を記載した場合には、省略することができます。

(3) 除却義務（除却の届出） ～ 条例21条 ～

許可や届出の期間が満了したとき、許可等が取消されたとき又は広告物を表示する必要がなくなったときには、遅滞なく除却しなければなりません。その際、除却届けを提出してください。

3. 許可手数料・許可期間 ～ 条例37条、手数料条例別表5 ～

許可期間は、3年以内とされており、広告物の種類ごとに、許可期間と手数料が定められています。はり紙などの簡易広告物は、原則2月以内ですが、表面加工のない紙を使用したものは1月以内です。

許可申請をする場合には、種類や面積に応じた許可申請手数料が必要です。手数料は、許可申請時に納付書又は現金で納付してください。

【許可手数料・許可期間】

種類（区分）	許可期間	手数料	
		単位	金額
広告板、広告塔、電光掲示板等及びこれらに類するもの（置看板を含む。）	3年以内	1㎡までごと	480円
アーチ		1個	5,600円
電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所標識を利用するもの	1年以内	1個	280円
工事用仮囲いを利用するもの		1㎡までごと	220円
車体に表示するもの		1台	1,000円
		全体を利用するもの	1個
その他			
はり紙	2月以内 ただし、表面加工のない紙を使用したものは1月以内	50枚までごと	280円
はり札		10枚までごと	550円
立看板		1個	280円
広告旗（のぼり旗）		1本	220円
広告幕		1張	330円
アドバルーン		1個	1,500円

VII. 屋外広告業の登録

～群馬県屋外広告物条例3章～

群馬県内で「屋外広告業」を営む場合には、群馬県知事の登録が必要です。営業所ごとに業務主任者を配置し、屋外広告物の適正表示に努めなければなりません。

屋外広告物を設置しようとするときは、必ず登録業者に依頼してください。県内の屋外広告業者登録簿は、群馬県ホームページに掲載しています。

VIII. 違反広告物に対する措置、罰則

条例に違反して広告物を表示した場合には、勧告や措置命令が行われます。従わない場合には、屋外広告業の登録が取り消されたり、告発される場合があります。

また、悪質な場合には、罰金刑等に処せられる場合があります。

1. 違反広告物

条例や規則に違反した広告物（違反広告物）とは、次のような場合をいいます。

- ・ 禁止地域や禁止物件に広告物を表示したとき
- ・ 許可地域で許可を得ないで広告物を表示したとき
- ・ 禁止広告物を表示したとき
- ・ 許可条件に違反したり、管理義務や除却義務を怠ったとき

2. 違反広告物に対する措置 ～ 条例23、24条 ～

違反広告物を表示すると、屋外広告業者や広告主に対して、次のような措置（行政処分）が行われる場合があります。

【違反広告物に対する措置】

勧告	・ 違反広告物を表示している者に対して、改修、移転又は除却など必要な措置を行うよう、市長が文書で勧告します。
措置命令	・ 勧告に従わない場合には、さらに措置命令を発します。この命令に従わない場合には、屋外広告業の登録が取消されたり、告発する場合があります。

※なお、違反広告物が、はり紙や立看板など簡易広告物の場合、職権により除却したり、ボランティアが除却する場合があります。

3. 罰則 ～ 条例4章 ～

条例に違反して広告物を表示したり、屋外広告業を営んだりすると、次のような罰則が課せられる場合があります。なお、これらの罰則は、屋外広告業者及びその従業員の両者に適用されることがあります。

- ・ 登録を受けず屋外広告業を営んだ場合、不正の手段により登録を受けたとき、営業停止の命令に違反した場合（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- ・ 勧告や措置命令に従わなかった場合（50万円以下の罰金）
- ・ 条例に違反して禁止地域や禁止物件、許可地域に表示した場合、除却義務違反、立入検査妨害、業務主任者を選任しなかった場合（30万円以下の罰金）
- ・ 立入検査を拒んだり、虚偽の報告をした場合（20万円以下の罰金）
- ・ 必要な届出をしなかった場合（10万円以下の罰金） など

伊勢崎市役所 都市計画部都市計画課

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目 410

TEL : 0270-27-2767 FAX : 0270-23-0601

E-mail : tosikei@city.isesaki.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.isesaki.lg.jp/>
